

(仮称) 大磯町子どもをいじめから守る条例 (素案) についての
町民説明会での主なご意見及び町の対応について

※ 町の対応は、当日の回答を記載。⇒以降は、今後の対応を記載。

番号	主なご意見	町の対応
1	<p>この条例の課題は「いじめの定義」にある。いじめの現象面を捉えた行為だけを定義するのは間違えであると思う。いじめには「競争的価値観」が影響しているという調査結果がある。いじめる側にもいじめられる側にも理由があり、特にいじめる側に理由があることが多いため、丁寧に理由を聞いて環境を変えていかない限りいじめはなくなる。</p> <p>この定義のままでは、子どもには「いじめはだめです」、保護者には「規範意識を養うように指導しなさい」という結論となってしまう、子どもの内面だけに重きを置いた規範意識の強要になってしまうことを危惧している。</p> <p>また、条例の制定に割く時間があるのならば、子どもの立場に立ち、子どもの話しを聴く体制の構築など、学校現場のために力を入れてほしい。</p> <p>総合教育会議の場に、学校現場の生の声が届いているのか疑問である。現場の声が届いているのならば、条例の制定といった対応ではなく、他の対応方法になると思う。</p> <p>学校現場で問題が発生する時は、「教員が子どもたちの方を向かなくなった時」ということは常識である。条例を制定するのであれば、「いじめの定義」が根本的な問題であると思う。</p>	<p>御意見をいただいた「いじめの定義」や「行為」といった語句は、改めて検討します。</p> <p>必要に応じて学校現場の教職員の意見も聞いていきます。</p> <p>⇒ いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に規定する定義と整合を図ることが妥当であると考え、条例素案から変更しません。</p> <p>ただし、いじめの要因として、競争的価値観が影響しているという御意見を踏まえ、条例第6条の学校及び学校の教職員等の責務に、「いじめ防止等に関し必要な措置を講ずる際は、いじめの背景にある外的要因等を考慮し対処します」という項を追加します。</p>

番号	主なご意見	町の対応
2	「将来にわたって、いじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進することが必要」との説明があったが、この「将来」とは、町立学校重大事態の被害児童の将来か。それとも、条例素案に定義する15歳までのこどもの将来を指すのか。	条例素案に規定する15歳までのこどもを指します。
番号	主なご意見	町の対応
3	町立学校重大事態の被害児童の家族からは、要望書の中で、自分たちが安全に暮らすための保障が求められているのか。	要望書にはそのような記載はありません。
番号	主なご意見	町の対応
4	町議会を傍聴して、町立学校重大事態の被害児童は、「大磯町の学校に戻りたかったけれど、守られる保障がないので戻ることにはできず、町外の学校に進学した」とのことであった。被害児童によっては、条例が制定されても安全な環境は得られないのではないか。	戻っていただけるならば戻ってほしいと思っています。また、本町で勉強していただきたいと思っています。
番号	主なご意見	町の対応
5	いじめの防止等の対策として必要なことは、加害者へのカウンセリングや家庭支援であると思う。条例には「いじめをした時の措置」を加えるべきであると思う。場合によっては、加害者に対して「出席停止」などの措置がある旨を規定してはどうか。	<p>このような措置を規定している地方公共団体もありますが、今回制定する条例には規定しない予定です。御意見を踏まえ、条例に規定する必要があるか否か検討します。</p> <p>⇒ 今回制定を予定している条例は、基本理念に規定するとおり、大磯町全体で一丸となっていじめの防止等に取り組み、子どもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することに主眼を置いています。</p> <p>御意見にある「いじめに対する措置」は、大磯町いじめ防止基本方針（平成27年3月策定）に掲げており、この基本方針において対応できるものとなっています。</p>

番号	主なご意見	町の対応
6	いじめ重大事態に係る第三者委員会の報告書は、今年度（令和6年度）中に提出されるのか。	報告書については、町や教育委員会が期日を定めて提出していただくことはできません。早めに提出してほしいと思っていますので、教育委員会には速やかに対応してほしいと伝えています。
番号	主なご意見	町の対応
7	（仮称）大磯こどもいじめ110番について、想定している相談形式、対応する相談員、相談時間帯など、わかる範囲で教えてください。	相談形式については、電話、電子メール、SNSなど、様々な方法を考えています。 相談窓口については、弁護士などの専門分野の方を想定していますが検討中です。
番号	主なご意見	町の対応
8	パブリックコメントではどんな意見を言っても良いのか。そもそも条例制定の必要性の有無についての意見を提出しても良いのか。また、そうした場合に条例素案を検討し直すことはあるのか。	そのような意見でも構いません。議会からも時期尚早ではないかという意見をいただいています。 必要のない条例を制定する必要はないと考えていますが、必要と考えている方もいると思っています。 この条例を制定することで不利益を被る方はいないと思っていますが、制定することで弊害が生じるのであれば、検討し直す必要があると思っています。
番号	主なご意見	町の対応
9	この条例素案に反対ではないが、国が実施しているパブリックコメントで意見を述べても、それに対する反応がないと強く感じている。	パブリックコメントに対しては、きちんと御回答しなければならないと考えています。忌憚のない御意見をいただければと思っています。
番号	主なご意見	町の対応
10	条例素案の中には「学校及び学校の教職員等の責務」という条文があるが、学校の教職員であれば当然に行わなければならないことを、二重三重に定めることに意味があるのか疑問に感じる。	上位法令で定められている規定を条例で規定することについては、御意見のような考えもありますが、条例素案には「再確認」の意味合いで規定に盛り込んでいます。
番号	主なご意見	町の対応
11	条例素案には「こどもの義務」、「こどもたちのルール」といった内容が記載されて	人的支援の充実や体制の強化の必要性は認識していますので、それらの取組みを進めて

	<p>いるが、大人ができていないことをこどもに言い聞かせても仕方がないと感じる。これは自治体としての理想論ではないかと思う。いちばん大切なことは人的支援であり、学校にこどもの話をきちんと聞く時間に余裕を持った担当者を配置する必要があると思う。</p> <p>そのためには人を配置できる予算が必要であり、有効な手段であると考えている。私はいじめを受けていたが、いじめをしていた人は、もしかするといじめを受けていた人より不幸だと思うし、そのいじめをしている人も別の人からいじめを受けている可能性もある。そのような観点から、特定の人が悪いのではなく、状況を改善するための人的支援を充実してほしいと思っている。</p>	<p>いく考えていますが、それらと同様に条例を制定することは大切であると考えています。</p> <p>条例を制定することで人的支援に係る費用が削減されるという訳ではなく、どちらを優先するというものでもないと思っています。</p> <p>人的支援を充実することは必要であり、今回の条例の制定に合わせて構築する相談体制の強化も、人的支援の充実につながるものと考えています。</p>
番号	主なご意見	町の対応
12	<p>第1条の「目的」に、他の自治体で概ね明記されている「こどもが教育を受ける権利」が明記されていない理由はあるのか。</p> <p>例えば、目的の下段部の「こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため」に、「学ぶことができる環境づくりを実現する」といった文言を加えることはできないか。</p>	<p>故意に条文の中に含めなかった訳ではありませんので、盛り込めるように検討させていただきたいと思います。</p> <p>⇒ 前文、第1条の「目的」、第3条の「基本理念」の該当する箇所を、「こどもたちが夢や希望を抱き、<u>学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため</u>」に修正します。</p>
番号	主なご意見	町の対応
13	<p>令和5年に長野県佐久市で議員提案による「いじめから子どもを守る条例」が制定されており、先進事例の調査や視察等を経て約1年間をかけて、条例制定に至ったと聞いている。</p> <p>大切な条例になりますので、もう少し時間をかけて議論を重ねることが大切ではないか。</p>	<p>議会の動向は関与できない部分となりますが、周りの地方公共団体での取り組みを受けて議会が条例を提案いただければ、良い流れになるのではないかと思います。また、町で検討していた条例素案と摺り合わせることで、より良い条例になると思います。</p>

番号	主なご意見	町の対応
14	第2条の「定義」の部分で、小中学校の児童生徒だけでなく、保育園や幼稚園のこどもも含まれているのは、国のいじめ防止対策推進法の定義を広げたという認識で良いか。	そのとおりです。
番号	主なご意見	町の対応
15	<p>教職員や保育士からの行為で、こどもが心身の苦痛を感じてしまうことがあるが、それは条例素案では適用されていないため、解釈を広げてもらいたい。</p> <p>理由として、教職員等から受けた行為によって、傷ついてしまったこどもの親が教育委員会に相談しても、直接対応できる法律がないことから、取り合ってもらえない現実があるので検討してほしい。</p> <p>また、色々な人の意見を聞くことは大切であると思うが、現状として、教育行政全般の課題でもあるが、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーといった専門職の意見が反映されないことが課題である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、いじめに対する知見を有しており、こども、保護者と接している時間が長く、学校とこどもの間に立った視点で物事を見ることができるので意見を聞いていただきたい。</p>	<p>教職員等からこどもたちが受ける行為に関して、条例に規定することは難しいと思いますので、別の方法を研究したいと思います。</p> <p>また、条例や相談体制を構築していく中で、スクールカウンセラー等からの現場の意見についても、ヒアリングをさせていただき反映させていきたいと考えています。</p> <p>⇒ 今後、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーに改めて意見をいただく予定です。</p>
番号	主なご意見	町の対応
16	この条例を新たに制定しなければ、「体制が構築できない」、「予算の措置ができない」といった課題はあるのか。	<p>この条例を制定しなければ実行できないものはありませんが、一旦制定した条例を行政が独断で廃止することはできないという条例上の義務が生じます。</p> <p>学校現場の方を含めた町民の皆さまに御理解していただくための措置として条例は有効であると考えており、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その法律に基づ</p>

		<p>き、平成27年に本町でも「大磯町いじめ防止基本方針」を策定するなど、仕組みづくりを進めてきています。しかし、いじめ防止対策推進法が施行して10年が経過しても、全国的に見てもいじめはなくなり、本町でもいじめは発生しています。</p> <p>この条例の制定をきっかけとして、今までやってきたことを振り返り、新たな基準を設けたり、再確認したりしていただく機会にしたいと考えています。</p>
番号	主なご意見	町の対応
17	<p>条例全体を「ですます調」にすることは良いと思うが、「ですます調」にしたからといって分かりやすくなるとは限らない。また、法律用語特有の表現だと内容によっては分かりにくくなることもあるのではないかな。</p>	<p>総合教育会議の場で「ですます調」や、「小学生でも理解できるような優しい表現」にすることなどの提案がありました。</p> <p>条例素案は、スケジュールの関係で「ですます調」にだけ修正を行っているため、その他の表現についても分かりやすく修正したいと考えていますが、用語を修正することで意味合いが変わってしまうこともありますので、その点に注意しながら検討したいと思います。</p>
番号	主なご意見	町の対応
18	<p>「(仮称) こどもいじめ110番」は、どのようなことに対応していただけるのか。また、相談内容は、学校に伝えるのか。</p>	<p>「(仮称) こどもいじめ110番」は、学校では打ち明けられないことがあることを前提として立ち上げるものであり、普段は言えないようなことを相談していただくことを想定しています。これまでは学校の中だけで完結しようとしていたものを、相談窓口を開設することでいじめの早期発見につなげたいと考えています。</p> <p>相談については、学校ではなく町役場の担当者及び専門家（弁護士等）が対応することを想定しており、相談された内容、相談者の意向に応じて対応することになると思います。</p>

番号	主なご意見	町の対応
19	いじめは、きっかけや状況が様々であり、「いじめられている側」と「いじている側」の立場が逆転することもある。そのため、現場の先生方が状況を把握できるような仕組みを構築し、時間的な余裕を作ることが重要であり、そういったことも含めて人的支援が必要である。先生方にも様々な課題があって、日々業務に追われているので地域も含めてサポートしていく必要があると思う。	この条例素案には、地域の皆さまや、学校の教職員の方をお願いしたいことも規定しています。根拠を作ることで教育委員会や地域でも生かしていただきたいと思ひますし、そのために町として、しっかりと働きかけていきたいと考えています。また、根拠である条例を制定することで、地域の皆さまの受止め方も変わってくるのではないかと考えています。
番号	主なご意見	町の対応
20	この条例は、いじめが起こることを前提として考えているのか。また、この条例を制定することで、どの程度のいじめの抑制につながると考えているのか。	いじめの未然の防止、初期発見、初動を充実するための条例として捉えています。 また、この条例のポイントは、「立場ごとの責務の再確認」と「いじめの予防（相談体制の充実）」の2点であり、しっかりと取り組むことでいじめの根絶につなげたいと考えています。
番号	主なご意見	町の対応
21	条例を制定しないと現場との話合いができないという状況なのか。本来であれば条例がなくても、きちんと対処できなければならぬと思う。	御意見のとおりであると思ひますが、いじめが発生している現状がありますので、これまでの反省を踏まえ、新しい取組みを進めていく必要があると考えています。また、相談体制については、国や県の相談ダイヤルはありましたが、本町にはありませんでしたので、町独自の体制を構築することでいじめの早期発見につなげたいと思ひます。
番号	主なご意見	町の対応
22	全ての大人が、他人のせいにせずに関心を省みるきっかけになれば良いと思う。	御意見のとおり、この条例を制定することで、町民の皆さまがそれぞれの立場と、責務や役割を意識できるきっかけになればと思ひています。